

農薬登録 使用時期確認表(園芸)

令和5年4月 JA全農ちば 営農支援部

登録	内容
収穫前日 ・〇日前まで	前日:散布作業～収穫まで24時間の間隔を空ける。厳密に計ることは難しいが、 少なくとも使用当日は収穫できない。 〇日前:散布してから収穫まで〇日間空ける。散布してからの日数を数えるので注意。例)収穫3日前まで⇒1月22日が散布日なら収穫可能日は1月25日から。
収穫開始〇日前まで	その作での最初の収穫日の〇日前。一度収穫が始まったら収穫期間中は使用できないため注意。 特にイチゴやトマトなど収穫期が長い作物に多い登録。
播種直前(定植直前)	播種・定植作業の中で使用される(使用日は播種日・定植日と同日になる)。
播種時(定植時)	
播種前(定植前)	播種・定植作業より前に行う(使用日は播種日・定植日より前の日付～同日までの期間になる)。
育苗期後半	育苗期(播種～定植まで)の後半。作物等でも生育は異なるので、明確に〇日間とは表せない。 この登録を持つ農薬は、①育苗期に薬剤を吸収させて、定植後も効果を維持する。②定植まで苗に病害虫がつかないようにする。ことが目的。 例えば、①が目的ならば通常定植の3～7日前に使用する。②が目的ならば定植の2～3週間前に使用する。
出芽前・発芽前	除草剤など土壌に薬剤を使用する薬剤が持つことの多い登録。出芽は芽が地表に出たとき、発芽は芽が出たとき(通常はまだ土中)。実際は播種後すぐ使用するが多い。このような薬剤は、①作物への薬害回避(芽に農薬成分があたらないようにする)。②雑草への効果安定。を狙いに時期を定めているため、対象が作物・雑草どちらの場合でも、地表に芽が出た(出芽のタイミング)後では不適。
雑草発生前	雑草の発生前(芽が出てくる前)。上記と同様に、この登録の剤は雑草の発生前に土壌に成分を広げておき、出芽を防ぐことが目的なので、通常は雑草が出てからでは効果が出ない。
雑草生育期	雑草が芽を出し、生長している時期。雑草発生前と異なり、発生後の雑草に直接散布するが多い。
(雑草茎葉散布)	特に雑草 <u>のみ</u> に散布する使用方法。多くの場合は作物へかかった場合に薬害等のリスクがある。
萌芽前	イモ類に多い登録。萌芽＝埋めた種イモのツル(芽)が地面から出てきた時。植え付け～ツル(芽)が出る前までに使用する。
生育期	播種～(育苗)～収穫までの期間。また、収穫前日数が合わせて決められている場合が多いため、そちらも守って使用する(上記参照)。
(病害虫の)発生初期	対象病害虫の発生初期。圃場での観察と判断が必要。薬剤効果として、発生後では効果が出ない、または効果が非常に下がってしまう。
—(なし)	使用時期に制限はない。ただし、収穫物へ薬剤の汚れや水滴等が付くためこれらは考慮する必要がある。